

紫波町民間提案制度事業に関する審査結果の公表

令和6年4月10日から募集した「紫波町民間提案制度事業」に応募があった提案について、「紫波町民間提案制度事業審査委員会」による審査の結果、採択予定事業として決定したので、下記のとおり公表する。

令和6年6月11日

紫波町長 熊 谷 泉

1 審査の概要

(1) 審査委員会の設置

事業提案の審査は、透明性及び公平性を確保することを目的として設置した町職員で構成される「紫波町民間提案制度事業審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において行った。

(2) 審査委員会の実施

① 日 時 令和6年5月30日(木) 午後1時30分～2時30分

② 会 場 紫波町役場 3階 会議室305

(3) 評価方法

事業者から提出された提案書及び事業者からのプレゼンテーション、質疑応答により審査を行った。

2 提案事業

(1) 資格要件の審査

提出のあった誓約書に基づき調査を行った結果、提案事業者の要件を満たしていることを確認した。

(2) 提案事業「空き家の流通促進における公民連携事業」

① 事業者名

株式会社ネクスウィル

② 事業概要

主に一般的な不動産市場で流通することが難しい空き家の流通促進のため、不動産所有者に対する相談支援及びホームページへの空き家情報の掲載。

3 審査内容

(1) 採択予定事業の決定

提案を採択予定事業として決定した。

(2) 総評

町では空き家対策として担当窓口での相談や空き家バンク等の取り組みを行っているが、所有者の相続等に起因する所有権の問題や残置物処分の課題などにより、空き家の活用や除却に至らない事例が多くを占めている。

今回提案のあった空き家の流通促進事業では、提案事業者が持つノウハウにより前述の課題を抱える不動産所有者への支援により、空き家の流通が期待できると共に、第三次紫波町総合計画で掲げる「良好な住宅に住める人が増える」の計画達成に資すると考える。

提案事業者が持つ「後世に（空き家という）課題を残さない」という思いと、弁護士、司法書士等の士業との連携により社会課題を解決しながら事業を運営している実績から、当町の空き家対策に貢献いただける提案である。

事業の実施にあたっては、町からの情報提供や、町内の不動産事業者と連携を図るなど、提案事業者が持つノウハウを十分に活かせる体制を構築し、公民連携事業による効果が発揮されるように取り組まれない。

本事業により、町の空き家対策に成果がもたらされるよう、町や民間事業者と連携を図りながら事業が進められていくことを期待する。

紫波町民間提案制度事業審査委員会